

改正

平成31年3月12日規則第3号

行政不服審査法施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政不服審査法施行条例（平成28年条例第1号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議の手續の併合又は分離)

第2条 印西市行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、審査関係人（行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第74条に規定する審査関係人をいう。）にその旨を通知しなければならない。

(審理員)

第3条 審理員は、事件ごとに次の各号に掲げる者をもって、当該各号の順に充てる。この場合において、当該者が法第9条第2項各号のいずれかに該当するときは、その次の者をもって充てるものとする。

- (1) 企画財政部企画政策課長
- (2) 市民部市民活動推進課長
- (3) 環境経済部環境保全課長
- (4) 福祉部社会福祉課長
- (5) 健康子ども部子育て支援課長
- (6) 都市建設部都市計画課長

(審査会の庶務)

第4条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月12日規則第3号抄）

(施行規則)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。